

2025 年 11 月 10 日

厚生労働大臣 上野賢一郎 様

障害のある人と援助者でつくる
日本グループホーム学会
代表 荒井 隆一

賃金引上げの実態と最低賃金の上昇及び物価高騰に関わる
障害福祉サービス報酬引き上げに関する要望書

平素は障害者福祉行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

当団体は、障害者権利条約を遵守する社会づくりを目指し、障害のある人の多様な暮らしのあり方を追求しながら、地域生活の質を高めるための活動に取り組んでおります。

2024 年度報酬改定を受けて、今般、直近の障害福祉サービスの改定の影響について会員等への実態調査を行った結果、毎年の最低賃金額の引き上げ、一般労働市場における賃金上昇、及び急速な物価高騰が、障害者グループホーム事業所の運営や入居者支援の質・量の両面で甚大な影響を及ぼしていることが確認されました。

具体的には、障害福祉サービス報酬改定が、現実社会の物価上昇（近年、対前年度比で毎年 2～3%上昇）、賃金上昇（2024 年賃上げ率は名目 5%台だが実質△0.2%）、そして最低賃金の引き上げ（直近 3 年で平均 160 円）の、三つの急速な社会・経済指標の上昇という影響への対応としては不十分であったと言わざるを得ません。ゆえに現行の障害福祉サービス報酬を社会・経済指標に応じて連動させ、早急に報酬を引き上げるべきです。

また、他の産業労働者と福祉・介護労働者の賃金の格差拡大が報じられています。本来「産業平均との格差を是正」（縮小）するための処遇改善加算が、先の三つの急速な社会・経済指標の上昇の穴埋めとなっている現状は、処遇改善加算の政策立案意図と異なっており、かつ持続可能な事業運営と入居者への質の高いサービス提供を困難にしている状況があります。

加えて、処遇改善加算の対象範囲限定による支援現場での課題と、障害支援区分認定の実状と課題及び障害支援区分間の報酬の勾配是正につき、指摘・要望を申し上げます。

貴省におかれましては、障害のあるご本人への支援制度の推進のための本提案・事案の緊急性、重大性を鑑み、早急に抜本的な見直し、対応を検討下さいますようお願い申し上げます。

要望

1. 基本報酬及び人員配置体制加算を抜本的に引き上げてください

物価上昇率、最低賃金の上昇率、他産業との賃金格差の状況と連動した形での、基本報酬の確実な底上げ（一律的引上げ）を早急に実施してください。

処遇改善加算の本来の趣旨を守り、基本報酬と人員配置体制加算の底上げによって、社会・経済指標の変動・上昇に対応した給与の引き上げや、最低賃金引上げに対応できる給与水準の確保ができるよう、報酬の抜本的な改定・引き上げが必要です。

今後も毎年の最低賃金の引き上げは政策目標とされており、障害福祉サービスは3年に一度の報酬の見直しとなっていますが、今後は最低賃金の見直しに対応して、毎年10月等、即応性のある見直しを行ってください。

2. 処遇改善加算を引き上げ、適用対象の拡大・拡充してください

処遇改善加算は、本来、他の産業、産業平均との格差を是正するために導入されました。その趣旨に則り、格差是正のため、大幅な引き上げを実施してください（常勤1人当たり月8万円程度）。

グループホーム事業運営を行うためには、複雑な制度適用の事務を司る職員は不可欠です。現在処遇改善加算の対象になっていない、事業所直接雇用の全ての職種を対象に含めてください。

また、相談支援事業との連携なくしてサービス提供は不可能です。相談支援事業についても、直接処遇と同等に評価し、処遇改善加算を適用してください。

サービス提供に不可欠であるにもかかわらず、事業所の運営業務に携わる職員や相談支援事業の職員など処遇改善加算が適用されていない職種があり、全職種に対する公平な処遇改善がなされない状況は、人材定着・確保等への悪影響となり、障害福祉サービスの安定的な提供に支障をきたしていることを重く受け止めてください。

さらに、サービス提供と事業運営の中核を担う管理者・サービス管理責任者に対する給与については、管理的職種として適切に評価される仕組みを構築した上で、処遇改善加算の対象としてください。

3. 人材確保と事業運営の安定化に向けた政策検討をしてください

障害の重度化・高齢化にきちんと対応できる人員体制を維持しつつ、事業収入が確保できるような報酬体系を整備してください。人員配置体制加算、夜間支援等体制加算など、支援人員の配置に直接関わる加算を引き上げ、基本報酬の底上げと合わせて対応すべきです。

4. 障害支援区分認定の実態検証を行い、支援実態に応じた柔軟な障害支援区分認定の実施と、障害区分認定1から3の方の報酬体系の見直し（引上げ）を行ってください

地域によって、障害支援区分の認定結果が低い傾向があるとの会員からの意見があります。そのような地域の事業所では、障害の重度化・高齢化が進む中で事業収入が確保できず、最低限必要な人員配置すら困難になる事態が生じています。特に、障害支援区分が低くても、障害特性により支援の変動が大きい方について区分認定（変更）がタイムリーに行われず、事業所の実際の人員確保に見合う給付が行われないことによって事業継続が難しくなるケースがないよう、適切な報酬上の評価の仕組みが必要です。

資料「令和6年度障害福祉サービス報酬改定等の影響に関する調査」(回答数 35 事業所)より抜粋

【設問:物価高騰の影響はありましたか?】—「影響があった」(回答事業所数35)

○影響があった理由(各カテゴリーの回答数は1回答者が複数の内容を回答している場合もある)

カテゴリー	回答数	主な内容	主な具体的回答(要約して記載)
食費	16	食材費の価格が上がっている(回答9)	・食材料費が上がった。
		米の価格が上がっている(回答5)	・食材費として、お米代がかかっている。 ・米の価格高騰が影響が大きい。
		配食サービスや食事委託会社の値上がり	・配食サービスの材料費や調味料関係も軒並み値上がりした。 ・食事委託会社の委託料や材料費支出増。
日用品	3	日常生活費・紙類	・日常生活費全体が値上がりしている。 ・紙類(トイレットペーパー、キッチンペーパー)も値上がりしている。
水光熱費	5	水光熱費の高騰	・水光熱費が高くなった。
家賃	2	家賃の高騰	・物品、家賃、修繕費用、人件費すべてが激しく高騰している。
ガソリン	2	ガソリンの高騰	・事業所側はガソリン高騰で負担増。
人件費	3	人件費の高騰	・人件費や経費の高騰し。
その他		修繕・設備	・修繕費用や設備整備業者への支払い。
		利用者の外出費用	・移動支援での利用者の外出費用(食費や遊興費)。 ・物品、家賃、修繕費用、人件費すべてが激しく高騰しているのに、収入は切り下げられている。
		経費の高騰	・人件費や経費が高騰し、経常利益が前年同月比マイナスだった

○対策(各カテゴリーの件数は1回答者が複数の内容を回答している場合もある)

カテゴリー	回答数	主な内容	主な具体的回答(要約して記載)
利用者負担増	6	1食あたり100円増	・食事材料費が上がったため、2025年4月から1食あたりの金額を100円値上げしている。
		利用者負担月3000円増	・水光熱費や食材費の高騰により、前年度より利用者の負担が月3,000円ほど増えた。
		米代について値上げした	・食材費の米代金について値上げしたが、惣菜については質素になったが値上げせ

			ず。 ・食材購入費が上がり、利用者が負担する金額が増えた。
利用者負担増の検討	3	利用料の値上げを検討	・日常生活費全体に値上がりしているが利用料の値上げは様子見であるが時間の問題。 ・食費に関して、今は前年度の繰り越しを取り崩しているが、今年度中に底を尽きるので、今年度中に食費は値上げする予定。 ・対策はとっていないが、これ以上物価高が続いた場合、食費など色々に変えないといけない。
工夫している	6	まとめ買い	・値段が高くなっているが、生活に必要なのでまとめ買いなど工夫をしている。
		安く抑える工夫	・利用者負担になる実費の買い物もできるだけ安く抑えるように購入先の選定にも時間がかかる。 ・前年度はキャベツや他の野菜も高くなり、なるべく安い野菜を代用していたが、それでも食費が高くて大変だった。 ・お米の種類を変えてもいいか入居者に確認をした。 ・品質を下げる。通販も含め安いとことで買い物。 ・安いところを探す但事業所側はガソリン高騰で負担増。
持ち出し増	4	私財を持ち出し	・私財を犠牲にするしかない。
		事業所の持ち出し	・固定費の事業所持ち出しが増えている。 ・日々のランニングコストが上がっており、出金対応などの手間が増大している。 ・安いところを探す但事業所側はガソリン高騰で負担増。
対策はない	2	対策はない	・対策はない。 ・我慢する。

【設問：地域別最低賃金金額の改定（増額）による影響はありましたか】—「影響があった」（回答者数 29）

○影響があった理由（各カテゴリーの件数は 1 回答者が複数の内容を回答している場合もある）

カテゴリー	回答数	主な内容	主な具体的回答(要約して記載)
人件費増	11	人件費が増えた	・人件費は年々増加している。 ・ベースの報酬を上げざるを得ない。 ・収益は増えていないのに人件費が増えた。
就業時間調整の影響	4	就業時間調整(の影響で人で不足)	・パートタイマーの就業調整の問題がある。 ・時間給職員の勤務時間の見直し。 ・人手不足に拍車がかかる。

○対策（各カテゴリーの件数は 1 回答者が複数の内容を回答している場合もある）

カテゴリー	回答数	主な内容	主な具体的回答(要約して記載)
助成金や加算で対応	2	業務改善助成金を申請	・業務改善助成金を申請
		処遇改善加算	・基本給が最低賃金に近い状態なので、引上げた。財源としては処遇改善加算の配分を基本給に多く配分することで対応した。
その他			・保険料は切り下げられており、余りにも状況が切迫している。 ・夜勤や待機時間の定義などを現実に合わせてないと夜間や時間外割り増しなどの労働行政的対応に福祉の報酬が対応できているとは思えない。 ・残業代を抑制できるよう業務効率化を図っているが賃金増加により改善対策の効果が出ない。 - 働く時間を減らす方が増えたため、採用募集回数を増やしたが、効果は特にならない。 - 近年の増額幅は異常、処遇改善では到底まかなえないし、そもそも処遇改善は最賃改定の為のものではない。
対策はない		とれる対策はない	・とれる対策はない。